

平成30年11月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



＜平成30年中に発生した労働災害の発生件数＞

(10月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	18	135 (1)	-16 -1	建設業計	5	20	-9 -2
食料品	5	20	-16	土木		5	+2
繊維		2	-1	建築	4	10	-11 -2
木材・木製品		1		その他	1	5	
製紙・印刷		1	-3	交通・運輸業	6	51	+5
化学	1	10	-4 -1	陸上貨物業		1	-3
窯業・土石		7	-1	港湾荷役業		1	+1
鉄鋼・非鉄	1	10		商業	4	43	-5
金属製品	3	27	+2	接客・娯楽業	2	20	-1
一般機械	1	9	+2	清掃業	2	19	+2 -1
電気機械	1	4	+1				
輸送用機械	5	37 (1)	+5 +1	上記以外	9	53	+7
その他製造	1	7	-1	合計	46	343 (-1)	-19 -4

※ 本統計は、平成30年10月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

刈谷署管内の、10月末での労働災害発生状況は、累計は昨年と比較して件数は減少しており、製造業、建設業を中心とした各事業場の皆様の安全衛生活動の取り組みの成果と考えております。これから、年末に向けて、毎年慌ただくなる時期ではありますが、死亡災害はもちろんのこと、不休災害まで含めた労働災害の撲滅に向け、「労働災害は撲滅出来る」との強い信念を持ち、取り組みをお願いします。

□ 今日のトピックス

☆ 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省では、毎年9月を「過労死等防止啓発月間」と位置づけ、過労死解消キャンペーンを実施しています。週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は低下傾向であるものの、長時間労働の実態がみられ、また脳・心臓疾患にかかる労災請求も依然として高い水準で推移しており、過重労働を撲滅し、労働者が健康で充実した職場環境づくりが求められています。

厚生労働省では、労使が主体的長時間労働を解消をするために使用者団体や労働組合に協力要請をしたり、電話相談を実施したり、セミナー等を実施したりしています。

刈谷労働基準監督署においても、長時間労働に係る重点監督を実施していますが、各事業場におかれましても、労働時間に問題が無いか見つめ直し、問題を認めた場合には、改善していただくようお願いいたします。

☆ 働き方改革推進支援センターの利用について

事業場で働き方改革を進める際に、専門的な知識を有する社会保険労務士等の専門家が電話相談に応じたり、実際に事業場へ個別訪問し各事業場のニーズに応じたコンサルティングを行います。

働き方改革推進支援センターの連絡先は、電話:0120-868604となっています。

働き方改革 推進を支援中！！

働き方改革関連法の施行が2019年4月1日から段階的に実施されることとなっており、各事業場でも労働時間法制の見直しなどに取り組まなければならなくなっており、中小企業であっても、同様の対策が求められています。これらを実行することにより、働く者にとって労働条件が良くなり、また労働者の事情に応じた働き方を選択することが出来るために、将来的に人材を確保する上でも有利になると思われま

す。
働き方改革関連法のうち、労働時間法制の見直しについては、次のとおりです。

- ☑ 残業時間の上限規制
- ☑ 「勤務間インターバル」制度の導入の促進
- ☑ 1人1年あたり5日の年次有給休暇の取得を義務付け
- ☑ 中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増率の引き上げ
- ☑ 労働時間の状況を客観的に把握するように義務付け
- ☑ フレックスタイム制の精算期間の延長(1か月→3ヶ月)
- ☑ 専門的な業務に従事する者に対する高度プロフェッショナル制度の創設

詳細については、刈谷労働基準監督署労働時間相談・支援班が担当していますので、いろいろなケースについて、疑問点があれば、電話(0566-21-4885)や窓口でお問い合わせ下さい。

「働き方改革」推進認定事業所の代表会社に認定証を交付

刈谷商工会議所、刈谷労働基準監督署、刈谷公共職業安定所では、愛知労働局が勧めているAICH WISH 事業に賛同し、魅力ある職場づくりの実現を目指す「働き方改革」推進宣言事業所を募集したところ、100を超える事業場から応募があり、11月13日(火)、代表3社に対して、刈谷労働基準監督署会議室において、認定証の交付を行いました。

AICH WISH 事業は、愛知県働き方改革推進支援センター等を通して事業場が抱える問題点を洗い出し、労働者の定着、人材確保に向けた支援をしていこうとするものです。

今回の認定事業所につきましては、今後は、AICH WISH 事業の利用も視野に入れた取り組みをお願いしたいと思います。



その他のお知らせ



☑ 労災保険実務講習会、労働衛生講習会のお知らせ

一般社団法人刈谷労働基準協会の主催(刈谷労働基準監督署後援)により、平成30年11月19日(月)、刈谷市産業振興センターで、労災保険実務講習会を開催します。通勤災害について、法令上の通勤の要件等の実務の際の参考になるポイントについての説明を予定しています。

また平成30年12月6日(木)、同所で、労働衛生講習会を開催します。労働衛生意識の高揚や労働衛生管理活動の推進を図る上で参考になるような説明をする予定です。

参加申し込みは、いずれも(一社)刈谷労働基準協会(TEL:0566-21-6337)まで、お願いします。